

1

第 1 章

第3次久留米市男女共同参画 行動計画・第2期実施計画の 策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 これまでの経緯
- 3 社会情勢等と男女共同参画の必要性
- 4 第3次男女共同参画行動計画の考え方



第3次久留米市男女共同参画行動計画・ 第2期実施計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

久留米市では、平成 23 (2011) 年度に、平成 32 (2020) 年度までの 10 年間を計画期間とする第3次男女共同参画行動計画（以下「第3次行動計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。平成 27 (2015) 年度で前半の第1期実施計画の計画期間が終了します。第1期実施計画の成果や課題、現在の社会情勢等を踏まえ、本市における男女共同参画に関する取り組みを総合的かつ効果的に推進するため、第2期実施計画を策定するものです。策定にあたっては、平成 26 (2014) 年に「久留米市男女平等に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施し基礎資料とするとともに、市長の諮問に対する久留米市男女平等政策審議会からの答申に加えて「市民の意見を聴く会」で出された意見の反映に努めました。

2 これまでの経緯

国・県の取り組み

わが国における男女平等の取り組みは、昭和 50 (1975) 年の国際婦人年に始まり、昭和 60 (1985) 年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准するなど、国際社会の動きと連動して進められてきました。

平成 11 (1999) 年には男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会の形成についての基本理念や方向性が示されるとともに、国、地方公共団体、国民の責務が定められました。平成 12 (2000) 年に、この法律に基づく最初の国の計画として、男女共同参画基本計画が閣議決定されて以降、

※ 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発など、様々な施策が進められてきました。

平成 27 (2015) 年 12 月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画では、目指すべき社会として、

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

県においては、昭和 55 (1980) 年に「婦人問題解決のための福岡県行動計画」を策定しました。男女共同参画社会基本法制定後、同法に基づき、平成 13 (2001) 年に福岡県男女共同参画推進条例を制定、平成 14 (2002) 年には福岡県男女共同参画計画を、平成 28 (2016) 年 3 月には第4次福岡県男女共同参画推進計画を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進しています。

久留米市の取り組み

久留米市では、昭和 63(1988)年に「女性問題解決のための久留米市行動計画～女性の自立と男女共同社会をめざして」、平成 13(2001)年には第2次となる「久留米市男女共同参画行動計画」、平成 23(2011)年に第3次行動計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

この間、市民と行政の共通の指針である「久留米女性憲章」や「久留米女性週間」の制定、平成 13(2001)年の「久留米市男女平等推進センター」(以下「男女平等推進センター」という。)の設置、平成 15(2003)年4月の「久留米市男女平等を進める条例」(以下「男女平等を進める条例」という。)の施行など、男女平等推進政策の基盤整備を進めました。

また、※ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)対策については、平成 22(2010)年度に久留米市 DV 対策基本計画を、平成 27(2015)年には第2次久留米市 DV 対策基本計画(以下「DV 対策基本計画」という。)を策定し、啓発から被害者の自立支援まで、関係機関・団体と連携しながら総合的に取り組んできました。平成 22(2010)年 11 月に、全国に先駆けて「DV のないまちづくり宣言」を行ったほか、平成 25(2013)年に国際認証を取得した安全安心のまちづくり「※セーフコミュニティ」を推進する中でも DV 防止・早期発見に焦点をあて、DV の根絶に向けた取り組みを進めています。

※ 固定的性別役割分担意識

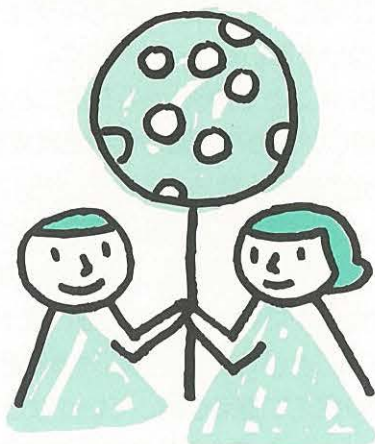
男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※ ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者や恋人同士など親密な関係にある男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、性的、経済的暴力等をいう。

※ セーフコミュニティ

「生活の安全と安心を脅かす事故やけがは、原因を究明することで予防することができる」という理念のもと、地域の実情をデータ等を用いて客観的に評価・検証し、市民や各種団体、市などが連携して「安心して生活できる安全なまちづくり」に取り組むことであり、WHO セーフコミュニティ協働センターが認証する。



3 社会情勢等と男女共同参画の必要性

平成 11 (1999) 年に制定された男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現は、21 世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と位置付けられています。社会的・文化的に形成された「女性像」や「男性像」が固定的な性別役割分担意識や偏見等につながっている場合もあり、そのことが女性や男性の人生の選択肢を狭め、その人らしく生きることを困難とします。成熟した、活力ある社会をつくっていくためには、男女の人権が尊重され、多様性を認め合える男女共同参画社会の実現は欠くことができません。

成長戦略としての「女性の活躍」をめぐる動き

近年、人口減少社会を迎え労働力人口が減少する中、経済の分野では、性別、年齢、障害の有無などに関わらず、誰もがその能力を十分に発揮することができる社会づくりを進めることで経済の活性化が期待されます。特に女性は我が国最大の潜在力としてその活躍に大きな期待が寄せられ、平成 25 (2013) 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」に「女性の活躍推進」が盛り込まれました。女性の活躍は成長戦略の中核と位置づけられ、さらに加速して進めていかなければならない重要事項となっています。

こうした中、平成 27 (2015) 年 9 月に、女性の採用・登用・能力開発のための事業主行動計画の策定等を国や地方公共団体、民間事業主に義務付ける女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）が施行されました。同年 12 月に閣議決定された第 4 次男女共同参画基本計画では、計画全体にわたる横断的視点として、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を女性の活躍推進とともに、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として位置づけています。

また、平成 26 (2014) 年 12 月、少子高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法が施行されました。本市においても、平成 27 (2015) 年 10 月に「久留米市キラリ創生総合戦略」を策定し、全市的な対策が進み始めています。その中で、男女共同参画の意識づくりやワーク・ライフ・バランスの推進支援、女性の活躍促進などを通じて、男女ともに希望がかなう就労環境の実現を目指しています。

「女性の活躍」の根底にある目指すべき社会

「女性の活躍推進」は、人口減少社会にあって、女性の労働参加を進めることで経済成長を維持していくことに主眼を置いた成長戦略ですが、「男女を問わず社会で能力を発揮し活躍することができることは大切である」という観点から、女性の活躍推進は重要です。現状では、家庭や地域、職場等において、固定的性別役割分担意識に基づく慣習や慣行が根強く残っており、男性と比べて重い家庭責任を背負って働くことや、長時間労働をはじめとする男性を中心とした雇用慣行が維持されていること等から、雇用の不安定や男女間の格差といった問題が生じ、女性の力が十分に発揮できているとはいえない状況にあります。

こうした問題を踏まえて、女性の活躍推進に社会全体で取り組んでいくことで、労働力の充足にとどまらず、様々な分野で女性の意見や視点が生かされ、創意工夫をもたらし、新しい価値の創造が期待されます。また、女性が活躍できる環境を整える中で長時間労働の是正や労働生産性の向上も期待されます。さらに、男性も家事・育児等という家庭生活に参画し多様な経験を得ることで、生活者として自立し人としての幸せや家族の一体感を実感するとともに、地域との絆や仕事だけではない幅広い視野も得ることができます。

これらは、男女共同参画社会基本法の前文に謳われている「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現を目指す趣旨と軌を一にするものであり、同法の理念をしっかりと捉えて施策を講じていかなければなりません。本市では、このような認識のもと、男女の人権が尊重され、ともに希望する生き方がかなえられる、多様性を持った社会づくりを目指します。

4 第3次男女共同参画行動計画の考え方

1 計画の性格と位置づけ

第3次行動計画は、男女平等を進める条例第16条第1項に基づく「行動計画」です。また、平成27(2015)年9月に女性活躍推進法が施行されたことを踏まえ、本計画を、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」と、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「※市町村推進計画」を一体的に策定したものとして位置づけます。DV対策については、「DV対策基本計画」を本計画に包含しています。

さらに、久留米市新総合計画の男女共同参画分野の個別計画であり、施策の推進に当たっては総合計画との整合を図ります。

※市町村推進計画…施策の方向Ⅱ「あらゆる分野における女性の活躍の推進」が該当

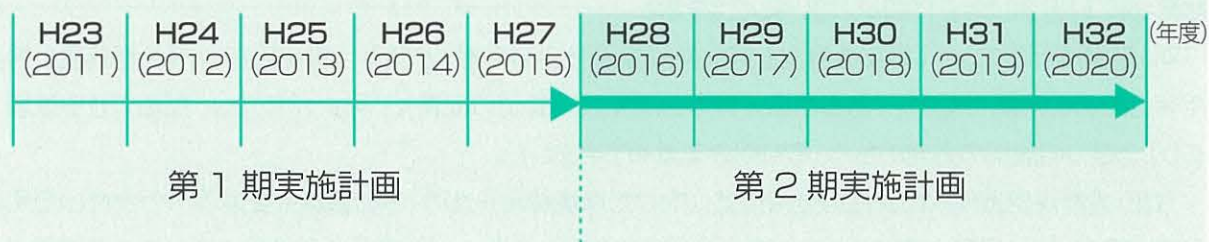


2 計画の期間

第3次行動計画の期間は、平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までの10年間で、第2期実施計画の期間は平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間で、

なお、必要に応じて見直しを行います。

第3次久留米市男女共同参画行動計画



3 基本理念

「男女平等を進める条例」の7つの基本理念を第3次行動計画の基本理念としています。

- ① 個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別を受けないこと、個性と能力を生かす機会が確保されること、あらゆる暴力が根絶されること等、男女の人権の尊重と、性差別と他の差別との重複への配慮
- ② 社会における制度又は慣行への配慮
- ③ あらゆる教育の場での男女平等の推進
- ④ 政策・方針の立案及び決定に参画する機会の平等な確保
- ⑤ 家庭生活における活動とその他の活動を行うことができるような配慮
- ⑥ 男女が生涯健康な生活を営むこと及び性と生殖に関する事項についての自らの決定の尊重
- ⑦ 男女平等の推進は平和を基盤とした国際的協調の下に行われること

4 目標及び施策の方向

第3次行動計画の目標として「男女の自立と男女共同参画社会の実現」を設定し、「男女平等を進める条例」の基本理念を踏まえ、目標を達成するために取り組むべき施策の方向として3項目を定めています。第2期実施計画策定にあたり、男女平等政策審議会の答申や社会情勢等を踏まえ、施策の方向Ⅰ及び施策の方向Ⅱの文言の整理を行いました。



5 第1期実施計画の成果と課題

第1期実施計画では、「男女の自立と男女共同参画社会の実現」という目標を目指し、「人権尊重と男女平等のための意識づくり」、「あらゆる分野での男女共同参画の促進」、「男女が自立し、生活できる環境づくり」の3つの施策の方向のもと、取り組みを進めてきました。

政策・方針決定過程への女性の登用促進に向けた環境整備を進め、市の審議会委員等への女性の登用は、平成27年4月1日現在で44.3%と高い登用率を実現したほか、平成26年7月には女性の農業委員5人が誕生しました。また、本市職員の役職者に占める女性の割合は、平成27年4月1日現在で20.6%と、

目標値（20％）を達成しました。DV対策については、DV対策基本計画に基づき、関係機関・団体と連携を図りながら取り組むとともに、セーフコミュニティの重点取り組み項目の一つとして積極的に推進した結果、市民のDVに対する理解が深まり、被害者支援の充実が図られました。男女共同参画社会を実現するための啓発や教育については、「男性は仕事、女性は家庭」という性別による固定的な役割分担に同感しない人の割合が53.4％と、はじめて半数を超え、意識改革も進みつつあります。

このように、第1期実施計画の計画期間において、女性の参画や意識啓発には一定の成果がみられました。しかしながら、家庭や地域、職場等において、いまだに固定的性別役割分担意識に基づく慣習・慣行や、男女の不平等感が根強く残っており、男女平等を市民の生活の場に浸透させるには至っていません。雇用の分野では、多くの女性が子育て等により離職を余儀なくされたり、非正規雇用を選択している状況があり、男女がともに仕事と家庭を両立し、働き続けることができる環境整備も、引き続き重要な課題です。個人の意識啓発だけでなく、事業主等を含めた市民の啓発をさらに進め、様々な分野への女性の参画の促進や※ワーク・ライフ・バランスの推進などの取り組みを一層充実させることが求められています。第1期実施計画において残された課題の解決に向け、今後も、実効性ある取り組みを推進していく必要があります。

※ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと

6 第2期実施計画の重点課題

第2期実施計画における重点課題を次の6項目とします。

[1] 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会を実現していく上で、※社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による慣習・慣行を見直し、変革していくための啓発や教育は、あらゆる施策の根幹となる重要な取り組みです。市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、主体的に行動することができるよう、継続して男女共同参画の意識づくりに取り組むことが重要です。

[2] 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

国が「2020（平成32）年までに、あらゆる分野で指導的地位に女性が占める割合を、少なくとも30％程度（いわゆる「202030」）」に増やしていくとしている中、本市においても、女性が活躍できる分野を広げるための啓発を含めた働きかけや環境づくりを積極的に進めます。

[3] 地域における男女共同参画の促進

地域社会では男性中心の価値観や体制の中で、固定的性別役割分担意識による慣習や慣行が依然として多く残っていますが、人口減少と超高齢社会の進行が加速していく中、地域社会をより魅力あるものにしていくためには女性の活躍が不可欠です。女性の活躍を地域の活性化につなげていくため女性の参画を進めます。

[4] ワーク・ライフ・バランスの実現

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、ライフスタイルの変化、家族形態の多様化等を背景として、男女ともに、子育てや介護等と仕事を両立させることが必要とされるようになってきました。長時間労働を当然としてきた従来の働き方を見直し、一人ひとりが希望する生き方を選択できる社会を実現するため、ワーク・ライフ・バランスの実現が喫緊の課題になっています。

[5] 貧困等生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

女性は出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として、貧困等生活上の困難に陥り易い状況にあることが指摘されています。ひとり親や高齢単身女性、非正規雇用労働者などが増加している中、生活上の困難に対応するとともに、貧困の世代間連鎖を断ち切るための個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が必要となっています。

[6] 女性に対するあらゆる暴力の根絶

DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、人身取引など女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。また、近年、※ SNSなどの広がりに伴い暴力は一層多様化しており、そうした新たな形の暴力に的確に対応していくことが必要となっています。

※「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

※SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。

